

携帯品にかかる会議規則を改正した政令市

(令和7年8月現在 ホームページ等調べ)

政令市	施行日	携帯品にかかる条文
札幌市	令和6年11月1日	議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。 ただし、病気その他議長が認める理由により議長にあらかじめ届け出たときは、この限りでない。
さいたま市	令和6年7月9日	議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。 ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。
千葉市	令和7年4月1日	議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。 ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。
川崎市	令和5年11月6日	議場又は委員会の会議室に入る者は、傘の類を携帯してはならない。
横浜市	令和6年4月1日	議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。 ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。
神戸市	令和6年3月27日	何人も議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。 ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
岡山市	令和7年2月1日	議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。 ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。
広島市	令和6年4月1日	議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。 ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。
福岡市	令和6年4月15日	議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。 ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

※仙台市、名古屋市、熊本市は携帯品に係る条文なし ※静岡市は条文に携帯品の例示なし